

岩見沢市あそびの広場条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、岩見沢市あそびの広場の使用料の改定など所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

施設利用における受益と負担のバランスを適正水準にするため、使用料の改定を行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第56号

岩見沢市あそびの広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市あそびの広場条例の一部を改正する条例

岩見沢市あそびの広場条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第8条、第20条関係）

区分	使用料	
	市民	市民以外
個人使用の場合	100円	300円
団体使用の場合 (1人当たり)	90円	270円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市あそびの広場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。